



2022年2月21日

各位

会社名 日本精蠟株式会社  
代表者名 代表取締役社長 今野 卓也  
(コード番号 5010 東証第2部)  
問合せ先 執行役員 伊藤 宜広  
(TEL 03-3538-3061)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月21日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第95回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるためこれを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ	(削除)

<p><u>び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供)</u>  <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>  <u>第 1 条 現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 14 条(株主総会資料の電子提供)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u>  <u>3 本附則第 1 条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） : 2022 年 3 月 24 日(木)  
定款変更の効力発生日（予定） : 2022 年 3 月 24 日(木)

以上